

所管課		教育推進部青少年育成課												
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策							
	第3章 元氣創造都市			05 青少年育成			03 夢と創造力を育む機会を充実する							
事業：青少年活動推進事業													整理番号	0597
目的	・さまざまな悩みを抱える青少年が、再び夢を求めて行動できるよう支援する仕組みを作ることで、新たな活力を創造する。													
目標	ひきこもり相談への周知を図る。 ひきこもり支援のネットワーク構築を図る。													
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)			220	コスト情報・評価	総コスト(千円)		1,745	総合評価	B	妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		220		内訳	事業費				220	効率性	A	
		国府支出金		0			人件費				1,525	有効性	B	
		地方債		0			公債費		0	「南河内プラッツ」の開所により、支援拠点の強化が図れたほか、支援ネットワークの整備についても一定の前進が図れたため。				
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		16					
							世帯あたり(円)		37					
	評価理由													
貢献度	施策に対する事業貢献度		B	根拠	「南河内プラッツ」の開所により、支援拠点の強化が図れたほか、支援ネットワークの整備についても一定の前進が図れたため。									
今後の方向性	まず、安心して相談できる環境を整え、そこから相談を受けた若者が自立するためのファーストステップ支援を行う。													

事業 優先順位		1	細事業:子ども若者育成支援推進事業				整理 番号		01									
目的		社会環境の変化などで、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族に対し、教育や福祉、医療、雇用など様々な分野の関係機関が連携して支援する体制を作るため。																
目標		ひきこもり相談への周知を図る。 ひきこもり支援のネットワーク構築を図る。																
事業 実施主体		直営		事業開始 年		平成23年度		根拠 法令										
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト 情報・従事 職員数 参考			平成25年度		平成24年度		比 較		
	事業費（決算額）（千円）		220		115		105			総コスト（千円）		1,745		1,702		43		
	財 源 内 訳	一般財源		220		115		105		事業費		220		115		105		
		国府支出金		0		0		0		人件費		1,525		1,587		-62		
		地方債		0		0		0		公債費		0		0		0		
		その他特定財源		0		0		0		一人あたり（円）		16		15		1		
				0						世帯あたり（円）		37		36		1		
				0						職員数（人）		0.20		0.20		0.00		
										再任用職員数（人）		0.00		0.00		0.00		
	今後の方向性		まず、安心して相談できる環境を整え、そこから相談を受けた若者が自立するためのファーストステップ支援を行う。															
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		ひきこもりに悩む若者約530人（推定）。その家族等も含めると約2,000人									
	A		A		B													

事業：青少年活動推進事業

1. 青少年活動推進事業

社会活動になじめない若者の自立を支援するため、相談窓口を設置し、社会参加への糸口をつかんでもらうきっかけづくりを行った。

また近隣の支援機関・団体の情報収集をするため、ネットワーク会議の開催や、施設案内マップを作成した。

細事業：子ども若者育成支援推進事業

1. ひきこもり※等相談の実施

自宅にひきこもりがちな青少年とその対応に悩む家族を対象に、1人50分～1時間程度、予約制による無料相談を実施した。相談員はNPO法人子ども若もの育成支援ネットワークおおさかの専任相談員がたった。

実施日 平成25年4月4日(木)、5月9日(木)、6月6日(木)、7月4日(木)、9月5日(木)、

10月3日(木)、11月7日(木)、12月5日(木)、平成26年1月9日(木)、3月6日(木)

実施時間 午前10時～正午(1人1時間、各回2件)

実施場所 市民交流センター

相談件数 3件延べ13回(男性2人、女性1人)。年齢層は20代2名、40代1名

相談者は全員対象者の家族であった。

※ ひきこもり

… ふだんは家にいるが、「近所のコンビニに出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当する人を「狭義のひきこもり」とし、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する人を「準ひきこもり」と定義している。(平成22年子ども若者白書)

2. ネットワーク会議の実施

実施日 平成25年6月19日(水)、10月23日(水)、平成26年1月15日(水)、3月12日(水)

